明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二一）　二
〔省　令〕
○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令（文部科学・原子力規制委二）　二
○水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一五）　三
○計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令を廃止する省令（経済産業二六）　三
〔告　示〕
○登録認定機関の登録に関する件（総務一一二）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（同一一三）
○登録証明機関の住所の変更に関する件（同一一四）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一六）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務八二、八四、八五）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同八三、八六）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七一）　四
○武器貿易条約のレバノン共和国による批准に関する件（同七二）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同七三）
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁六）
○医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件（厚生労働六四）
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産五三一）　五
○計量法第十六条第一項第二号イの規定に基づき、指定検定機関を指定した件（経済産業六六）
○船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（国土交通二八一）
○高速自動車国道に関する件（同二八二）　六
○車両の通行の許可の手続等を定める省令第一条の三第一号に規定する国土交通大臣が定める書類を定める告示（同二八三）
○車両の通行の許可の手続等を定める省令第一条の三第二号に規定する国土交通大臣が定める基準を定める告示（同二八四）
○不動産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（同二八五）
○道路に関する件（九州地方整備局一〇～一二）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　復興庁　栃木県　埼玉県　愛知県　三重県　大阪府　山口県　愛媛県　札幌市　静岡市　名古屋市　京都市　大阪市　七
〔叙位・叙勲〕　三
〔官庁報告〕
官庁事項
指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　三
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
法　務
令和元年度司法修習生採用選考公告（最高裁判所）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　一四
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一五
特殊法人等
平成三十年度経済産業省共済組合の決算、企業年金基金変更関係　二九
会社その他　三〇